

## ■2021 年度 S 日程一般入試法律科目試験

### 「商法」問題の出題趣旨・解説

#### 【出題趣旨】

株主総会における株主提案権には、議題提案権、議案提出権、議案通知請求権があるが、公開会社である取締役会設置会社の株主が、これらの権利を適法に行使する手続、および不適法な権利行使がなされた場合の株主総会決議の効力について、的確に理解しているかを確認する問題である。

#### 【解説】

(1) 会社が株主総会を招集する機会を利用して、株主に自己の議題や議案を提案するチャンスを与えるのが株主提案権の制度である。具体的には、議題提案権(会社法 303 条。以下、条文は会社法)、議案提案権(304 条)、議案通知請求権(議案要領通知請求権、305 条)がある。非取締役会設置会社では、株主は単独で各提案権を行使できるが、取締役会設置会社においては、濫用防止の観点から、議題提案権と議案通知請求権についてその行使に一定の要件を設けている。

(2) 取締役会設置会社においては、株主総会は「株主総会の目的である事項」(「議題」のこと)以外の事項について決議することはできない(309 条 5 項・298 条 1 項 2 号)。そこで、甲社のような公開会社の場合、6 か月前から総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権を保有する株主は、株主総会の日の 8 週間前までであれば、会社に対して適法に議題の追加請求をすることができる(303 条 2 項)。しかし、(a)①は、株主 A が株主総会に出席してその場で「取締役の解任の件」という新たな議題の追加請求をするものである。したがって、この議題提案権の行使は認められず、議題となっていない事項について B の解任という議案提案権(304 条)を行使することもできない。

(3) 一方、取締役会設置会社であるか否かにかかわらず、すでに株主総会の議題とされている事項については、各株主は、単独株主権として、新たな議案を提出することができる(304 条)。(a)②の場合は、すでに株主総会の議題となっている「剰余金の配当の件」について、取締役会が提案する年 100 円に対して、年 200 円とする議案提案(動議)を提出するものであるから、分配可能額を超えていない限り、適法に行うことができる。

(4) (b)は、①②の提案が株主総会において賛成多数で可決された場合の当該決議の効力を問うものである。①は、上述のように、株主総会の議題となっていない事項についてなされた決議であるから、決議の方法が法令(309 条 5 項)に違反し、決議取消原因を有することになる(831 条 1 項 1 号)。一方、②は適法な提案であるから、決議は当然に有効である。

(5) 本問については、会社法 309 条 5 項の存在を知らなかったためか、①の議題提案の問題点を理解できていないと思われる答案が非常に多かった。

以上